

第2部 実践編

第1部では、解説編として、本手引の作成趣旨や地域創生に向けた高校の魅力化の考え方について説明しました。

第2部は実践編として、第1部で説明した考え方をもとに、高校の魅力化にどのように取り組んでいくのかを説明します。

【第2部の構成】

第3章 学校と地域の連携・協働の在り方

- 1 目指すべき姿
- 2 推進体制の構築

第4章 高校の魅力化に関する具体的な取組

- 1 学校の状況や課題、地域の要望等の把握
- 2 多様な進路を実現するための学びの保障
- 3 地域を学びの場とした教育活動の推進
- 4 教育環境の整備
- 5 取組の情報発信及び検証・改善

第5章 取組の推進

- 1 推進の流れ
- 2 推進体制の構築の方向性
- 3 高校の魅力化に関する具体的な取組の方向性

第3章 学校と地域の連携・協働の在り方

高校の魅力化を推進するためには、学校と地域が連携・協働することが必要です。本章では、学校と地域が連携・協働するに当たっての前提となる目指すべき姿を提示するとともに、目指すべき姿を実現するための推進体制の構築について説明します。

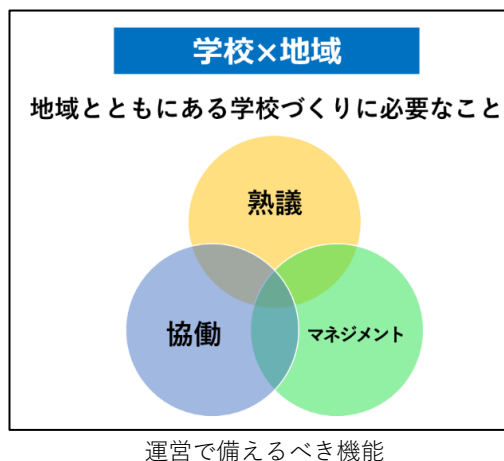
1 目指すべき姿

(1) 地域とともにある学校づくり

社会総掛かりでの教育を実現する上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。そのためには、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指して、取組を推進していくことが重要です。

「地域とともにある学校」の運営には、備えるべき機能として「熟議」、「協働」、「マネジメント」の3つがあり、これからの学校運営に欠かせない機能として再認識することが必要です。

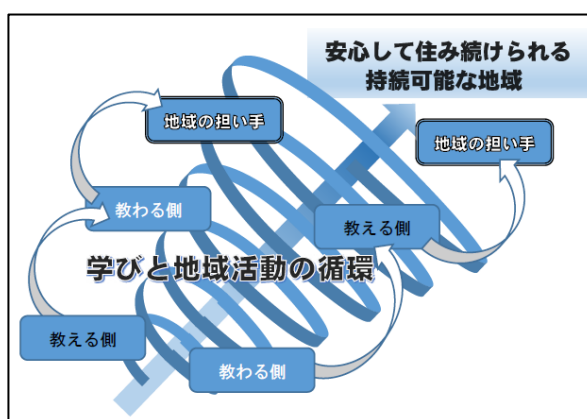
- ①全ての関係者が当事者意識を持ち、子どもたちが抱える課題等の実態を共有するとともに、地域でどのような子どもたちを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」¹⁴⁾を重ねること。
- ②学校と地域の信頼関係を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かって共に「協働」して活動していくこと。
- ③その中核となる学校は、校長のリーダーシップの下、教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。



(2) 子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制

地域が学校や家庭と共に教育の担い手となるためには、地域全体で子どもたちの学びを支え、展開していく環境を整えていくことが重要であり、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制づくりに努めることが重要です。

子どもの育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起していくことで、大人同士の絆が深まり、学びも一層深まっています。地域における学校との協働活動に参



学び合いのスパイラルのイメージ

【出典】第14期北海道生涯学習審議会（令和2年5月）
「人口減少時代の地域づくりにむけた生涯学習の推進」

¹⁴⁾ 熟議とは、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものである。具体的には、①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、②課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、④解決策が洗練され、⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる、というプロセスのことをいう。熟議を行うにはワークショップ形式が効果的である。熟議やワークショップの例については、36、45ページを参照。

画する住民一人一人が学び合う場を持って、子どもの教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要¹⁵⁾です。

(3) 学校を核とした地域づくり

地域の将来を担う人材を育成するためには、学校と地域が、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子どもたちに地域への愛着や誇りを育むとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要です。

この「学校を核とした地域づくり」によって、成熟した地域が創られていくことは、子どもたちの豊かな成長にもつながり、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことにつながります。また、地域住民が学校を核とした連携・協働の取組に参画することは、高齢者も含めた住民一人一人の活躍の場を創出し、まちに活力を生み出します。さらに、地域と学校が協働し、安心して子どもたちを育てられる環境を整備することは、その地域自身の魅力となり、地域に若い世代を呼び込み、地域創生の実現につながります。

2 推進体制の構築

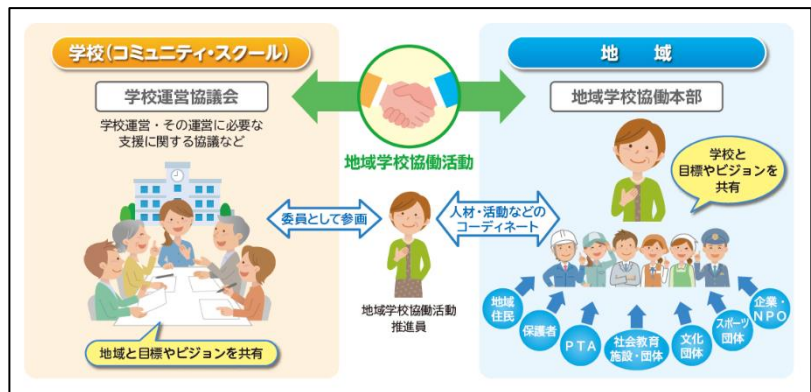
前述の1で示した目指すべき姿を具現化するためには、学校と地域の双方で、連携・協働するための組織的・継続的な仕組みを構築することが必要です。各学校は、学校の実態や地域の特性に応じて、次に挙げる仕組みの中から適宜選択し、推進体制を構築することが重要です。

(1) コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールとは学校運営協議会¹⁶⁾を設置する学校のことであり、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

高等学校は、義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、通学区域が広範囲にわたることに留意する必要があります。しかしながら、広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化に資するものであり、学校運営協議会の設置は有効です。

なお、市町村においては、地域学校協働活動¹⁷⁾の推進に向けて、地域学校協働本部を整備しており、学校運営協



【出典】文部科学省(2020年)「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」

15) これからの生涯学習では、それぞれの主体が地域の課題や良さに対して、知識・技能の教授や受動的な学習にとどまらず、「教える側が教わる側に」、「教わる側が教える側に」なるなど、学び合いを活性化させ、より多くの学習者が学んだ成果を地域活動や子どもたちの学びに生かす「学び合いのスパイラル」の仕組みを進めていくことが肝要である。(「人口減少時代の地域づくりにむけた生涯学習の推進」(令和2年5月、第14期北海道生涯学習審議会))

16) 学校運営協議会とは、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する場である。コミュニティ・スクールについては、37～39ページを参照。

17) 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことをいう。詳細については、40ページを参照。

議会と地域学校協働本部が連携・協働することで、学校運営のさらなる充実が期待できます。

また、地域と学校の連携・協働体制を構築する上で重要となるのは、コーディネート機能の強化であり、市町村と連携して、地域コーディネーター（下記(3)を参照）を活用することも効果的です。

(2) 連携組織（コンソーシアム）の整備

高等学校においては、小・中学校と比べ、より質の高い探究活動が求められています。連携組織（コンソーシアム）¹⁸⁾を構築することにより、関係団体等が当事者意識を持って参画することが期待でき、適切な役割分担の下、高等学校を核とした地域づくりを推進することが可能となります。

(3) 地域コーディネーターの配置

前述の(1)及び(2)のような地域との連携・協働体制を整備する上で重要となるのは、コーディネート機能の強化です。そのためには、学校や学校運営協議会と連携を図りつつ、時には学校との連絡窓口となり、時には住民、保護者間の調整役となって協働活動を推進していく地域コーディネーターの配置¹⁹⁾が重要です。

地域コーディネーターは、ボランティア経験者、PTA関係者・PTA活動経験者、地域の自治会等でネットワークを持っている人、社会教育も経験している元校長・教職員、社会教育主事²⁰⁾や社会教育士²¹⁾など、地域の実情に応じて様々な人が考えられます。

(4) 地域連携を担当する教職員の位置付け

学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していくためには、学校の中で学校と地域をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となります。前述の(3)で述べた地域コーディネーターはその役割を担う一例ですが、学校内の人材で対応する場合も考えられます。学校内の体制整備の事例として、学校と地域の連携に関する職務を担当する教職員を置く例や校務分掌に位置付ける例、事務職員をコミュニティ・スクールの運営の中心的な役割に位置付けている例、社会教育主事の資格を持つ教員を地域連携担当に位置付ける例などがあります。

こうした事例では、地域との連携・協働による授業や体験活動等の調整が円滑に行われ、地域連携に関する情報発信が積極的に行われるなど様々な効果を発揮しています。

なお、地域連携を担当する教職員を位置付ける際、当該教職員に業務が過度に集中することのないよう、校内体制を整備するなど、組織的に対応することが重要です。

18) 共同事業体。2つ以上の個人、企業、団体、政府から成る団体で、協働で何らかの目的に沿った活動を行ったり、共通の目標に向かって資源を蓄えたりする目的で形成される。コンソーシアムに関係する北海道教育委員会の事業には、「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」（地域未来づくり会議）や「高等学校 OPEN プロジェクト」（地域みらい連携会議）や「北海道高等学校『高校生対流促進事業』」（魅力化コンソーシアム）がある。44～50 ページを参照。

19) 高等学校における先進的な事例として島根県での取組（高校魅力化コーディネーター）があるほか、道内においても、市町村と連携して地域コーディネーターを高校に配置している事例がある。41～43 ページを参照。

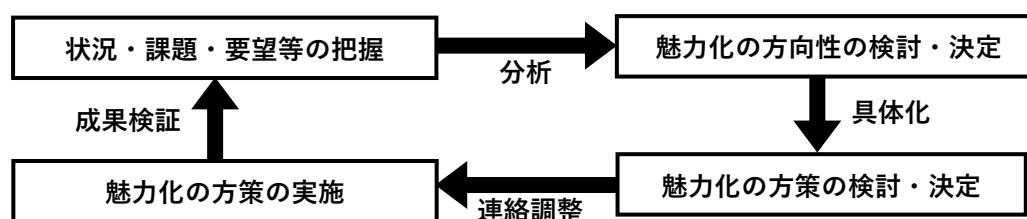
20) 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導を当たる役割を担う。

21) 社会教育士は、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO 等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりに活躍していくことを図るため、令和2年4月に新設された称号である。社会教育士は、身に付ける社会教育の体系的理解や専門性、コーディネート能力・ファシリテーション能力等を発揮し、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことが期待されている。

第4章 高校の魅力化に関する具体的な取組

本章では、高校の魅力化のための具体的な取組を示します。第2章4の【地域創生に向けた高校の魅力化に係る具体的な取組を検討する際の留意点】の①で指摘したとおり、生徒や学校、地域の実態に応じて、魅力化を図る方策に違いが生じます。そのため、具体的な取組を検討する前に、各学校の置かれている状況や課題、地域の要望等を把握することが必要であり、その把握した状況や課題・要望を踏まえ、魅力化の方策を検討し実施するという手順を踏まなければなりません²²⁾。また、魅力化の方策を円滑に実施するためには、教育環境の整備という点も重要です。

このことを踏まえ、本章は、「学校の状況や課題、地域の要望等の把握」、「多様な進路を実現するための学びの保障」、「地域を学びの場とした教育活動の推進」、「教育環境の整備」、「取組の情報発信及び検証・改善」の5項目に分類して示します。なお、具体的に取組をイメージすることができるよう、参考として、【取組例】（道内の高等学校等での実践）を記載しました。



1 学校の状況や課題、地域の要望等の把握

高校の魅力化の具体的な取組を検討するに当たり、各学校は、各種調査結果等のデータに基づき、生徒の姿や学校及び地域の現状を把握するとともに、アンケート調査や各種会議の機会を活用し、保護者や地域住民の要望・意向等を的確に把握する必要があります。その際、第3章の「2 推進体制の構築」で示した組織等を活用することが重要です。

把握する機会や方法は多様ですが、次のようなものを挙げることができます。

- ・ 連携組織（コンソーシアム）における意見聴取等
- ・ 学校運営協議会における意見聴取等
- ・ 地域コーディネーターや地域連携を担当する教職員による地域住民等からの意見聴取
- ・ 学校評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）の活用
- ・ 学校評議員制度の活用
- ・ 学力・学習状況調査（「高校生のための学びの基礎診断」等）
- ・ 運動・体力調査
- ・ 生徒指導に関する調査
- ・ 児童生徒や保護者、地域住民を対象としたアンケート調査（→32～33 ページ）

学校の状況や課題、地域の要望等を把握²³⁾した後、魅力化の方向性を検討し決定する必要があります。その後、次項以降に示す「2 多様な進路を実現するための学びの保障」及び「3 地域を学びの場とした教育活動の推進」について、決定した方向性に基づき、それぞれ具体的な取組を検討²⁴⁾することが重要です。

²²⁾ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。（高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章総則第1款5）

²³⁾ 第1学年3学級以下の道立高等学校におけるアンケート調査結果から明らかになった課題については、34 ページを参照。

²⁴⁾ 地域連携特例校における高校の魅力化を図るための方策例については、35 ページを参照。

2 多様な進路を実現するための学びの保障

生徒にとって魅力のある高等学校とは、自分自身の将来の夢や希望を実現させてくれる学校です。そのためには、どの地域であっても、どのような学校規模であっても、一定程度の教育水準を維持し、教育機会の均等を図ることが重要です。

また、地域創生の観点からは、地域の子どもたちを地域の学校で育てることにより、将来を担う人材を育成することができ、地域の持続可能性の確保につながることができます。

こうしたことから、高等学校において、次のような取組を行うことが重要です。

(1) 生徒の興味・関心や多様な進路に応じた教育課程等の編成・実施

生徒の多様な進路希望を実現するためには、一人一人の学力や学習ニーズに応じた教育課程の編成・実施が必要です。例えば、選抜制の高い大学等への進学を希望する生徒に対して、どの地域であっても対応できるような学びを提供することや、生徒の興味・関心に対応するため、地域の人材を積極的に活用した専門性の高い特色ある学習を提供することが重要です。

ア 多様な選択科目を開設するなど生徒の学習ニーズに対応した教育課程の編成

【取組例】

- 大学等への進学から就職まで多様な進路希望に対応できるような幅広い教科・科目の開設、コースや類型の設置
- 単位制高校や総合学科高校における多様な履修モデル又は系列の設定
- (仮称) 北海道高等学校遠隔授業配信センター²⁵⁾からの遠隔授業の配信による大学への進学等に対応した教科・科目の開設
- 生徒の進路希望や興味・関心に応じた学校設定教科・科目の開設

イ 習熟度別授業・少人数授業等のきめ細かな指導の充実

【取組例】

- 数学や外国語等における習熟度別授業の実施
- (仮称) 北海道高等学校遠隔授業配信センターからの遠隔授業の配信による習熟度別授業又は少人数指導の実施
- (仮称) 北海道高等学校遠隔授業配信センターからの遠隔授業の配信による大学への進学等に対応した教科・科目の開設(再掲)
- 特進クラス(コース)等の開設

ウ 地域の人材を活用した専門性の高い特色ある教科・科目等の開設 (→52～53 ページ)

【取組例】

- 博物館等の地域の教育資源を活用した授業等の実施
- 民間講師(非常勤)の任用による芸術や外国語に関する学校設定科目の開設
- 地域の人材を生かした看護や福祉などに関する特色ある学校設定科目の開設

(2) 小・中・高等学校等の学びの接続

生徒が希望する進路を実現するためには、基礎的な知識・技能を着実に身に付ける必要があります。また、義務教育段階から高等学校へいかに学びを接続していくかという視点が必要です。また、卒業後を見据え、社会人として求められる力を高等学校段階で身に付けさせることも必要です。このような学びの継続性や社会で求められる資質・能力の育成を示すことは、地域への愛着や誇りをもつことにもつながり、地域の高等学校へ入学を希望する生徒の増加が期待できます。

²⁵⁾ (仮称) 北海道高等学校遠隔授業配信センターについては、22 ページを参照。なお、遠隔授業は、授業形態により「合同授業型」、「教師支援型」及び「教科・科目充実型」の3類型に分けることができる。遠隔授業の類型については、91 ページを参照。

ア 国語・数学（算数）・英語などの地域における学びのスタンダードの作成（→54 ページ）

【取組例】

- 地域で学ぶ小学生、中学生及び高校生が 12 年間で身に付けるべき資質・能力（学びに向かう力や知識・技能等）をスタンダードとして作成（地域での学びを保障するとともに、家庭や地域の協力を得るための資料とする。）

イ 小・中・高等学校の教員が連携した学力定着に向けた取組の実施（→55～57 ページ）

【取組例】

- 地域の小・中学校と連携した基礎的な知識・技能を育むための連携・研究を行う組織の設置
- 全国学力・学習状況調査の結果・分析等による基礎学力の定着に向けた方策等の検討
- 小・中・高等学校が連携した相互乗り入れ授業や授業研究（公開授業等）の実施
- 義務教育段階の学習内容の定着を図る学校設定教科・科目の開設²⁶⁾

ウ 高大接続の取組の推進

【取組例】

- 大学からの出前授業の実施や大学の公開講座への参加
- 大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）の実施（→58 ページ）
- 課題学習等を行う際の大学生による学習サポートの実施
- 大学と連携した大学の研究室での研究や、ICTを活用した大学の研究室との連携²⁷⁾（→59 ページ）

(3) 課外における学習機会の確保

生徒が希望する進路を実現するためには、学校外での学習活動も積極的に行う必要がありますが、学校の授業時間以外で 1 日当たり 1 時間以上勉強する生徒の割合は、全国学力・学習状況調査によると、本道の中学生は全国平均よりも低く²⁸⁾、また、北海道高等学校学習状況等調査によると、本道の高校生は 4 割未満という状況²⁹⁾が明らかになっており、学校と家庭・地域が連携し、学校外での学習時間を確保することが大切です。また、生涯学習という観点からは、生徒が様々な分野に興味・関心を持つよう、地域の専門家などの人材を活用した学習活動を教育課程外の学習として位置付けることが重要です。

ア 課外における学習時間の確保

【取組例】

- 家庭学習のための手引作成や課題の工夫・改善
- 市町村等が設置する公設民営塾等における放課後学習の実施

イ 地域人材等の活用による高校生を含む地域住民向けの課外講座等の実施

【取組例】

- 公民館や図書館、博物館等の社会教育施設等で実施している地域人材を活用した講座等への参加
- 学校開放講座の実施（→60 ページ）

²⁶⁾ 義務教育段階の学習内容が十分に定着していない生徒などを対象に、基礎的・基本的な学力を身に付けさせるとともに、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度などを養うことに重点を置いた教育課程を編成・実施している高校としては、東京都の「エンカレッジスクール」、神奈川県「クリエイティブスクール」、大阪府の「エンパワメントスクール」等があり、朝の 10 分学習、基礎的な内容に重点を置いた学校設定科目の開設、2 人担任制、30 分授業、習熟度別授業などに取り組んでいる。

²⁷⁾ 大学と連携した研究活動には、文部科学省の「スーパーサイエンスハイスクール事業」などがある。本事業以外でも、道内の高等学校では、様々な大学と連携して生徒の研究活動を推進している。

²⁸⁾ 平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査（文部科学省）によると、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間を含む）」という問いに対し、1 日当たり 1 時間以上勉強すると回答した北海道の中学生の割合は 63.2%であり、全国平均の 69.8%と比べ、6.6 ポイント低い。

²⁹⁾ 令和元年度北海道高等学校学習状況等調査（北海道教育委員会）によると、「学校の授業時間以外に、授業がある日（平日）に、1 日当たりどのくらいの時間、勉強しますか。（学校での講習や朝学習、自学自習、学習塾や家庭教師による学習、資格取得の学習、家庭学習、友人同士で行っている学習、学校・家庭以外の施設等を利用した学習などの学習時間を含みます。）」という問いに対し、1 日当たり 1 時間以上勉強すると回答した北海道の高校生（高校 1 年生）の割合は 35.2%である。

(4) 地域と連携した部活動の実施³⁰⁾ (→61 ページ)

多くの生徒にとっては部活動も学校生活における重要な要素の一つであり、この部活動での学びが生徒の将来の進路につながる場合も考えられます。

生徒の興味・関心に応じた部活動を実施するためには、学校や地域の実情に応じて、地域の人材等の協力を得ながら、持続可能な運営体制を整備することが重要です。また、地域創生の観点からは、地域の特性を踏まえるほか、高校生が地域人材として貢献することができる部活動を設置することも考えられます。そのため、地域人材の活用や中学校との連携、近隣の高等学校との連携などを図る必要があります。

ア 地域人材等を活用した部活動の実施

【取組例】

- 部活動指導員の任用による部活動指導の質の向上
- 地域文化に係る後継者の育成や普及振興を目的とした部活動の実施³¹⁾

イ 中学校と高等学校が連携した部活動の実施

【取組例】

- 中学校と高等学校の合同練習や合同発表会の実施
- 部活動指導に係る指導者の交流会の実施

ウ 地域の特性を踏まえ、近隣の高等学校が連携した部活動の実施 (→62 ページ)

【取組例】

- 部員減少による単独校としての大会出場が困難となった際、近隣校との合同チーム編成による大会等への出場
- 近隣校と連携した合同練習や合同発表会の実施

エ 社会教育の一環としての部活動の実施

【取組例】

- 中学校・高等学校の枠を超えたスポーツ活動等の実施 (→61 ページ)
- 生涯にわたってスポーツ・文化に親しめるよう、競技力向上以外を主目的とした活動機会の確保

3 地域を学びの場とした教育活動の推進

生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長しており、学校を離れて、地域を学びの場とした教育活動を推進することは、他者と協働しながら、課題を解決し、未来を作り出す資質・能力を育成するために大変効果的です。

また、地域創生の観点からは、学校と地域が、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子どもたちに地域への愛着や誇りを育むことが重要です。地域と学校が協働し、安心して子どもたちを育てられる環境を整備することは、その地域自身の魅力となり、地域に若い世代を呼び込み、地域創生の実現につながります。

こうしたことから、高等学校において、次のような取組を行うことが重要です。

(1) 地域課題探究型の学習活動の推進

複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に主体的に関わり、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるための資質・能力を育んでいくことが必要です。そのための1つの方策として、地域課題等を発見・解決する地域課題探究型の学習活動を推進することが挙げられます。また、持続可能な社会づくりの観点からは、地域の担い手となる子どもたちに対して、地域課題を解決しようとする態度など、社会の形成者として必要な資質・能力を育んでいくことが重要です。

³⁰⁾ 学校という枠組みを超えた部活動の実施や、地域の活性化を目的とした部活動などがある。

³¹⁾ 例えば、石狩翔陽高等学校の「石狩太鼓局」や鶴川高等学校の「恐竜研究同好会」、釧路江南高等学校の「蝦夷太鼓部」、根室高等学校の「北方領土研究会」などがある。

ア 地域創生やSDGs³²⁾の観点からの探究活動の実施

【取組例】

- 高等学校・地方自治体・大学の三者の協定締結による高校生が主体的に地域課題を考える取組の実施
- ソーシャルビジネスの手法により地域の課題を解決する取組（SBP：Social Business Project（→64ページ））などを含む高等学校OPENプロジェクト（北海道教育委員会事業（→46～48ページ））と同様の取組の実施
- 中学生・高校生が連携し、市町村の魅力化について市町村部局に提案する「子ども議会」の実施³³⁾（→66～70ページ）
- 総合的な探究の時間や特別活動を活用し、地域課題をテーマとした探究的な学びの実施（→71～74ページ）（下記ウも参照）
- 「地域学」等の学校設定科目の開設³⁴⁾（→75～77ページ）

イ 都市部における地域創生やSDGsの観点からの探究活動の実施

【取組例】

- 市町村と連携した「タウンミーティング」の実施³⁵⁾（→70ページ）
- 振興局と連携した地域振興策の企画・提言

ウ 総合的な探究の時間と小・中学校の総合的な学習の時間等との学びの接続

【取組例】

- 12年間を見通したふるさと教育やキャリア教育の実施³⁶⁾（→44～45、78～79ページ）
- 生徒が活動を記録し蓄積する教材等（キャリア・パスポート）の作成及び校種間での引継ぎ（→80ページ）

(2) 地域の企業等と連携したキャリア教育の充実

持続可能な地域づくりには、次代を担う生徒が地域の産業に対して興味・関心を高め、理解を深めることが重要です。こうしたことから、高等学校の早い段階から地域の産業を学ぶ機会を設けることや、教育課程における継続的なインターンシップ等の就業体験を実施することが効果的です。

ア 地域人材を活用したキャリア教育の推進

【取組例】

- 「キャリア教育に関わる講師一覧」を活用したキャリア教育等の体験活動の実施
- 地域の人材を活用した職業人・社会人講話の実施
- 地域の関係団体・機関・企業等と連携したインターンシップの実施
- 子どもたちが、仮想のまちの中で実際の職業を体験し、社会の仕組みを学ぶ「キッズビジネスタウン」の実施

イ デュアルシステム等による職業教育の充実（→81ページ）

【取組例】

- 望ましい職業観・勤労観を育成するためのキャリアガイダンスの実施
- 地域の関係団体・機関・企業等と連携したインターンシップの実施（再掲）
- 若者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせることで実施することにより若者を一人前の職業人に育てる仕組みである「デュアルシステム」の実施（継続的なインターンシップを教育課程に位置付けて、職業教育と同時に展開する）

³²⁾ 持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことをいう。持続可能な開発目標のことをいい、17の開発目標がある。63ページを参照。

³³⁾ 高校生議会のほか、ワークショップや市町村議会議員との意見交換など、市町村と連携した地域づくりの取組は様々ある。

³⁴⁾ 学校が所在する地域を学習する「地域学」について、学校を取り巻く環境に応じて様々な取組がなされている。

³⁵⁾ タウンミーティングとは、市町村が、今後の運営に生かすため、住民との対話を行うことをいう。

³⁶⁾ 北海道教育委員会では、12年間を見通したふるさとキャリア教育として、平成27年度からの3か年事業「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」を実施した。

(3) 地域の人材等の活用や異年齢集団での活動の推進

都市化や核家族化の進行により、生徒が高齢者と交流する機会は減少するとともに、生徒を取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等の劇的な変化により、自然の中で豊かな体験などをする機会が限られてきています。また、異年齢の幼児児童生徒が協働する経験が少なく、学校教育はそうした経験をすることができる数少ない場となっています。

生徒は、家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長しており、地域の様々な人々との世代を越えた交流を図っていくことが必要です。

ア 地域の専門家を「ふるさと先生」として活用する取組

【取組例】

- 地元での創業年数が長い企業の関係者を招いてのまちの産業や歴史、創業の由来などをインタビュー形式で聞く会の実施
- 町長等による講話の実施

イ 地域や小・中学校と連携した教育活動や奉仕活動等の実施 (→83～84、87～90 ページ)

【取組例】

- 授業や学校行事における高齢者福祉施設の訪問や介護の簡単な手伝いをするなどの体験活動の実施
- 授業や学校外における保育実習の実施
- 地域の異世代の人々と地域の未来図をともに描く「次世代育成交流会」の実施
- 高等学校を避難場所と想定し、小・中学校や地域住民も参加する防災訓練及び避難所運営の実施
- いじめの防止等について交流・協議する子ども会議の開催

(4) 地域の特性や学びの場の確保

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっています。こうした地域の実態を十分考慮して教育課程を編成するとともに、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）を考慮し、教育活動を計画することが必要です。

ア 地域の自然環境や観光資源を活用した学びの構築

【取組例】

- 自然保護と観光産業の発展を両立する方法の考察による地域の自然に関する学習や、世界遺産やジオパーク等の地域の教育資源を活用した学習活動を行う学校設定教科・科目の開設 (→82 ページ)
- 市町村部局と連携した観光・体験プログラムの作成 (→84～86 ページ)

イ 地域の博物館等の教育施設の活用や地域の教育セミナー等への参加

【取組例】

- 公民館や図書館、博物館等の社会教育施設における総合的な探究(学習)の時間や夏季休業期間、土日等も含めた積極的な活用
- 青少年教育施設を活用した体験活動プログラムの実施

ウ 生徒と地域の方々が学ぶ講座等の実施

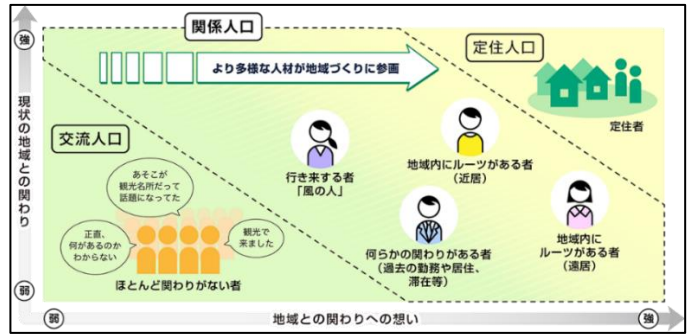
【取組例】

- 総合的な探究(学習)の時間における地域の方々との合同授業の実施
- 公民館や図書館、博物館等の社会教育施設等で実施している地域人材を活用した講座等への参加(再掲)
- 学校開放講座の実施(再掲)
- 市町村等が設置する公設民営塾等における放課後学習の実施(再掲)

(5) 道外からの入学者や地域留学の受入れ

持続可能な地域づくりを進めるためには、それぞれの地域に活力を取り戻すことが大切です。そのための方策として、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大など、地方への新しい人の流れをつくることが考えられます。

地方にとっては、地域外の人間が「関係人口」として関わることにより、地域の魅力を再発見する機会を得ることもでき、地域活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待されます。また、都市部の住民が「関係人口」として地方とつながりをつくることは、地域住民との交流等を通じた日々の生活における更なる成長や自己実現の機会などをもたらすなど、都市部と地方の双方にとって意義があるものと考えられます。



- 【取組例】**
- 農業科・水産科や、離島の高校や地域連携特例校のうち、地域の教育資源を活用した教科・科目を履修することができる高校などにおける道外からの入学者の受入れ
 - 道外の高校に入学した生徒が、一定の期間を道内の地方の高校で過ごすことができる「地域留学」の実施³⁷⁾ (49～50 ページ)

4 教育環境の整備

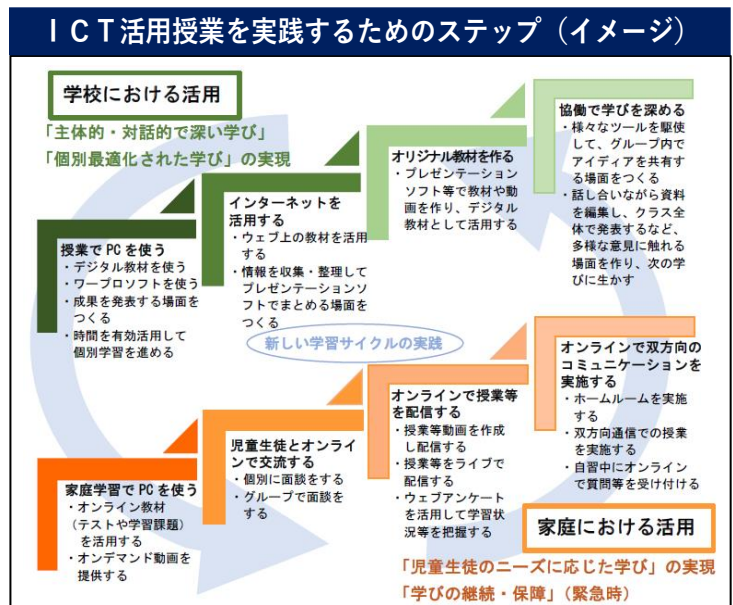
Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来や、情報化やグローバル化が進展する社会における加速度的な変化に対応するためには、ICT環境の整備等を行う必要があります。

(1) ICT環境等の整備

学校でICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用することは、これまで得られなかった学びの効果が生まれるなど、学びを変革していく大きな可能性があり、具体的な効果として、例えば、

- ・ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払うことができること
 - ・ 生徒一人一人の考えを即時に把握しながら双方向的に授業を進める一斉学習ができること
 - ・ デジタル教材などにより、生徒一人一人に応じて学習を進める個別学習ができること
 - ・ 共同作業を通じてリアルタイムで考えを共有しながら学び合う協働学習ができること
- などが期待できます。

北海道教育委員会としては、国のGIGAスクール構想³⁸⁾を踏まえ、校内通信ネットワークの整備など必



【出典】北海道教育委員会（令和2年8月）「ICT活用授業指針」

³⁷⁾ 「地域留学」とは、高校生が在学する高等学校とは別の高等学校において一定期間を過ごすことを指す。地域留学を行う期間の単位認定は、学校教育法施行規則第97条第1項（学校間連携）を適用して対応することを想定している。

³⁸⁾ Society5.0 時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境の整備が急務である。このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDC Aサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。

要なICT環境の整備に努めるとともに、「ICT活用授業指針」³⁹⁾に基づいた取組を進めます。また、主体的・対話的で深い学びを一層充実できるよう、生徒1人1台の学習用コンピュータ環境の実現に向けて取り組めます。

(2) 小規模校の教育課程の充実を図る遠隔システムの導入

中学校卒業生数の減少等などにより、公立高等学校の小規模校化は進んでおり、小規模校化に伴う教員数減少により、選択幅の広い教育課程を編成することが難しい高等学校が少なからずあります。広域分散型の本道の地域特性を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業による教育課程の充実を図ります。具体的には、(仮称)北海道高等学校遠隔授業配信センターを令和3年度(2021年度)に開設し、地域連携特例校⁴⁰⁾や離島にある道立高等学校を中心に遠隔授業を配信し、大学進学等に対応した教科・科目を計画的かつ継続的に配信し、教育内容の充実を図ります。

(仮称) 北海道高等学校遠隔授業配信センターのイメージ



- ・生徒が、どのような地域においても自らの可能性を最大限に伸ばしていくことのできる、多様で質の高い教育を提供するため、大学進学等の希望に対応した教科・科目を配信し、教育内容の充実を図る
- ・小規模校が、魅力化に取り組むことで、子どもたちが地元で育ち、地域に愛着と誇りをもってふるさとの発展に貢献していく意欲を育む

5 取組の情報発信及び検証・改善⁴¹⁾

各学校では、前述の2及び3で示した高校の魅力化に関する取組をさらに充実させるためには、自校で行われている取組について地域住民等の理解を深める必要があります。

学校の取組を積極的に発信することは、保護者や地域住民が学校の諸活動に参画していく上で重要です。また、学校の情報の提供は自校のよさや努力、取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となります。

情報発信の具体的な取組としては、随時、授業参観などの学校公開や保護者等への説明会の実施、学校便り等の発行が考えられます。また、広く地域住民が必要な情報を知ることができるという観点からは、学校ホームページや市町村の広報紙への掲載のほか、最近ではSNSや動画投稿サイトを活用した事例もあります。

また、「1 学校の状況や課題、地域の要望等の把握」で示した方法等により、取組に対する検証・改善を行うことで、さらなる魅力化を図ることが重要です。

³⁹⁾ 北海道教育委員会が令和2年8月に策定した指針。各学校におけるこれまでの教育実践の蓄積を生かしつつ、現状の課題を克服し、これからの時代のスタンダードとして、授業における1人1台端末の適切な活用が、全道の小・中学校、高等学校、特別支援学校等において確実に実践されるよう、ICTを活用した授業の目指す姿と、その実現に向けた具体的方策を示している。ICT活用授業の目指す姿として、①適切な情報活用能力の育成、②身近な道具の一つとしてのICT機器、③学びの質を高めるためのICT活用、④個別最適化された教育の実践、⑤子どもの障がいの状態や特性に応じたICT活用、⑥教員の業務負担軽減と子どもに向き合う時間の確保を挙げている。

⁴⁰⁾ 北海道教育委員会では、第1学年1学級の道立高校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校を地域連携特例校に位置付けている。令和2年度においては、24校を地域連携特例校に位置付けている。

⁴¹⁾ 学校教育法第43条 ※高等学校にも準用

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第5章 取組の推進

本章では、各学校において、実践的に取り組む計画の流れとその方向性を示します。

なお、方向性については、対象とする主な課程として全日制課程を想定していますが、定時制課程及び通信制課程においても、生徒や学校、地域の実態に応じて、可能な範囲で取り組むことを期待しています。

1 推進の流れ

本手引による主な取組期間は、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）の3か年としており、各年度において、次のような取組を行うことを想定しています。

□令和2年度（2020年度）

本手引の周知期間として位置付けるとともに、各高等学校等において、高校の魅力化の取組の方向性を検討し、取組が可能なものから実施します。また、次年度からの本格実施に向け、校内体制等を整備し、具体的な計画を立案する期間とします。

□令和3年度（2021年度）

全ての高等学校等で魅力化に取り組めます。年度末には、各学校における取組の改善・充実のため、北海道教育委員会において、取組状況の把握を行うとともに、魅力化のさらなる推進のため、実践事例を集約した資料を作成し配布します。

□令和4年度（2022年度）

前年度までの取組を検証するとともに、さらに取組の充実が求められる高等学校等に対し、関係教育局による学校訪問等を通して、改善に向けた指導助言・支援を行います。

2 推進体制の構築の方向性

各学校における第3章の「2 推進体制の構築」の方向性は、次のことを想定しています。

	特例校	小規模校	職業学科	左記以外
コミュニティ・スクールの導入／連携組織（コンソーシアム）の整備	◎	◎	◇	◇
地域コーディネーターの配置／地域連携を担当する教職員の位置付け	◇	◇	▲	▲

◎：取り組む、◇：努める、▲：地域や学校の実態を踏まえて検討する

※特例校：地域連携特例校、小規模校：第1学年3学級以下の学校、
職業学科：第1学年4学級以上の職業学科設置校

3 高校の魅力化に関する具体的な取組の方向性

各学校における第4章の「高校の魅力化に関する具体的な取組」の方向性は、次のことを想定しています。

(1) 学校の状況や課題、地域の要望等の把握

	特例校	小規模校	職業学科	左記以外
学校の状況や課題、地域の要望等の把握	◎	◎	◎	◎

◎：取り組む、◇：努める、▲：地域や学校の実態を踏まえて検討する

※特例校：地域連携特例校、小規模校：第1学年3学級以下の学校、
職業学科：第1学年4学級以上の職業学科設置校

(2) 多様な進路を実現するための学びの保障

項目	特例校	小規模校	職業学科	左記以外
生徒の興味・関心や多様な進路に応じた教育課程等の編成・実施	◎	◎	◎	◎
小・中・高等学校等の学びの接続	◇	◇	◇	◇
課外における学習機会の確保	◇	◇	◇	◇
地域と連携した部活動の実施	▲	▲	▲	▲

◎：取り組む、◇：努める、▲：地域や学校の実態を踏まえて検討する

※特例校：地域連携特例校、小規模校：第1学年3学級以下の学校、
職業学科：第1学年4学級以上の職業学科設置校

(3) 地域を学びの場とした教育活動の推進

項目	特例校	小規模校	職業学科	左記以外
地域課題探究型の学習活動の推進	◎	◎	◎	◎
地域の企業等と連携したキャリア教育の充実	◎	◎	◎	◎
地域の人材等の活用や異年齢集団での活動の推進	◎	◎	◎	◎
地域の特性や学びの場の確保	◇	◇	◇	◇
道外からの入学者や地域留学の受入れ	▲	▲	▲	—

◎：取り組む、◇：努める、▲：地域や学校の実態を踏まえて検討する

※特例校：地域連携特例校、小規模校：第1学年3学級以下の学校、
職業学科：第1学年4学級以上の職業学科設置校

(4) 教育環境の整備

項目	特例校	小規模校	職業学科	左記以外
小規模校の教育課程の充実を図る遠隔システムの導入	◎	▲	—	—

◎：取り組む、◇：努める、▲：地域や学校の実態を踏まえて検討する

※特例校：地域連携特例校、小規模校：第1学年3学級以下の学校、
職業学科：第1学年4学級以上の職業学科設置校

(5) 取組の情報発信及び検証・改善

項目	特例校	小規模校	職業学科	左記以外
取組の情報発信及び検証・改善	◎	◎	◎	◎

◎：取り組む、◇：努める、▲：地域や学校の実態を踏まえて検討する

※特例校：地域連携特例校、小規模校：第1学年3学級以下の学校、
職業学科：第1学年4学級以上の職業学科設置校